

入札心得

(無効の入札)

- 1 次の各号の一に該当する者が行った入札は、無効とする。
 - (1) 参加する資格のない者
 - (2) 当該競争入札について不正行為を行った者
 - (3) 入札書の金額、署名について、誤脱及び判読不可能なものを提出した者
 - (4) 一人で2以上の入札をした者
 - (5) 代理人でその資格のない者
 - (6) 前各号に掲げるものの他、競争の条件に違反した者

(入札の中止)

- 2 次の各号の一に該当する場合は、入札を中止する。
 - (1) 競争に参加し、及びこれに関係する者が共謀結託しその他の不正行為を行い、又は行おうとしていると認めるとき。
 - (2) 地形又は工作物等の変動により、その目的を達成することができなくなったとき。
 - (3) 業務の廃止、若しくは変更その他必要があると認めたとき。

(入札の辞退)

- 3 入札辞退の取扱いは、次のとおりとする。
 - (1) 入札参加届けを提出した者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
 - (2) 入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
 - ア 入札執行前にあっては、入札辞退届を契約担当者等に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到着するものに限る）して行う。
 - イ 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札執行する者に直接提出して行う。
 - (3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について、不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

- 4 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札金額の記載方法)

- 5 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該価格1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。